

社会福祉法人安中市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン、
子育てサロン及び居場所助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安中市社会福祉協議会が、地域住民グループ等が主体となって設置するふれあい・いきいきサロン、子育てサロン及び居場所（以下「サロン等」という。）に対して行う助成事業に関し必要な事項を定め、地域福祉の推進に資することを目的とする。

(助成対象サロン等)

第2条 この要綱において助成対象とするサロン等は、次に掲げる活動要件等を満たしたものとす。

(1) ふれあい・いきいきサロン

ア 設置目的 閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や仲間づくり等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したものとす。

イ 開催回数 原則として月1回以上とする。ただし、地域の実情に応じて弾力的に対応するものとす。

ウ 運営主体 民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア、地域住民等のグループとする。

エ 利用対象者 原則として設置地域に在住する高齢者とする。

オ 利用者数 おおむね10名以上を一つの単位とし、地域の規模や会場スペースに応じたものとす。

カ 開催場所 原則として利用対象者が気軽に歩いて行くことができる地域の公会堂、住民センター、個人宅等とする。ただし、調理をする場合は衛生上の確保が図られていることを条件とする。

(2) 子育てサロン

ア 設置目的 子育て中の親と子の交流や仲間づくり、情報交換や子育て学習等を通じて、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を図ることを目的として設置したものとす。

イ 開催回数 月1回以上とする。

ウ 運営主体 保護者、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア、地域住民等のグループとする。

エ 利用対象者 未就園の乳幼児及びとその親とする。

オ 利用者数 おおむね10組以上を一つの単位とし、地域の規模や会場スペースに応じたものとす。

カ 開催場所 地区公民館、地域の公会堂や住民センター、個人宅等、参加者が気軽に集まれる場所とする。ただし、調理をする場合は衛生上の確保が図られていることを条件とする。

(3) 居場所

ア 設置目的 閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や仲間づくり等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したものとす。

イ 開催回数 第2条(1)のふれあい・いきいきサロンが、年15回を超えた回数とする。

2 事業の実施に際し運営主体は、当該地域関係団体や社会福祉協議会支部と連携を図り、事業の円滑な運営のため、地域からの補助金や会場借用に関し、積極的な支援が得られる体制づくりを心がけるとともに、財源については参加者の個人負担のほか、企業や団体による助成制度の積極的活用を努めることとする。

(助成金額)

第3条 サロン等の助成金額は、当該事業に関わる経費を1回当たり2,000円、年間30,000円を限度とする。ただし、年度途中で新たに設置したサロン等にあつては、開催回数に応じた金額を助成するものとする。また、助成限度額を超えて開催した回数は、回数に応じて1回につき500円を助成するものとする。

(助成対象経費)

第4条 この要綱において助成対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施のために必要な物品等の購入経費
- (2) 研修、講習会の経費
- (3) その他サロン等の運営にかかる経費

(申請)

第5条 助成金の交付を希望する運営主体は、サロン等助成金申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、開催場所が所在する社会福祉協議会支部長の同意を得たあとと本法人の会長に申請するものとする。

(決定)

第6条 会長は、前条の規定によりサロン等助成金申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、その結果をサロン等助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、交付した助成金の使途等がその目的に反するときは、助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた運営主体は、事業を毎年度3月末で締め、4月末日までにサロン等助成事業実績報告書(様式第3号)に必要事項を記入し、関係書類を添えて会長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほかこの事業に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。